

第 1 回検討会における主な質問及び回答

※ 一部の質問は、事務局において、第 1 回検討会において発言機会がなかった者に対して、第 1 回検討会において発言しようとしていた内容の聞き取りを行った際に示されたもの。

質問	回答
<p>① (中川構成員)</p> <p>新経連資料 4 頁にある日本企業のデータ利活用が進んでいない原因はどこにあると、各団体(ないし一般的に)において分析しているのか、とりわけ日本の個人情報保護法(そのどの条文)が原因であるという分析はあるのか。また、経団連資料 6 頁において、IMDは何が指標とされており、その指標達成に日本の個人情報保護法の規定が支障になっているという分析はあるのか。いずれも直感ではなく、すこしでも数値的なものを示してほしい。</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>利活用が進まない要因は複数存在すると認識しており、何か一つを変えれば解決するほど簡単な問題ではないと考えています。保護や安全管理、頻繁に変わる法令・ガイドラインへの対応に追われて、データ利活用にまでリソースを費やせていない、利活用をしようすると結局同意取得が必要となってしまう断念しがち、データを利用した新たなサービスは報道等含めネガティブに捉えられがちであるため踏み出せない、といったことは民間企業の実務担当者の話として耳にすることが多いです。今後利活用を促進するにあたり一つの重要な材料になると考えているのは、これまで個人情報保護委員会に寄せられてきた相談の分析です。どのような利活用がしくて相談してきたのか、相談の結果利活用をする方向に至ったのか、利活用を諦めるに至ったのか、個人情報保護法のどの部分が障壁となっていることが多いのか、相談事例から見えてくることがあるのではないかと思います。</p> <p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>② (中川構成員)</p> <p>「個人情報保護ルール(実体ルール)がどうあるべきか(不必要な規制があるのか、規制のグレイゾーンが多すぎるのでコンプライアンスコストがかかりすぎるのか)という問題と、「実体ルール違反者への法執行がどうあるべきか(どのような制裁を行って違反の繰り返しを防ぐべきか)という問題が、区別されていないのではないか。</p> <p>今回は、新たな保護ルール(実体ルール)を増や</p>	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>法令違反に対して課徴金を導入するか否かを検討する際に、Evidence Based Policymaking(証拠に基づく政策決定)の観点から法令違反の数や発生頻度を考慮することは極めて有意義なアプローチだと考えています。IT 連の主張は下記順番で次の点を検討していくことを求めているものです。現状はステップ 1 から 4 を飛ばしてステップ 5 を進めようとしていると捉えており、1 から</p>

そうという話ではなく、すでにある実体ルールをしっかり守らせようという、後者の問題を取りあげる場である。両者を混在させた主張をされると、議論が一向に進まないと危惧する。

IT 連資料 3 頁は実体ルールのあり方（意味のある規制になっているか）であり、4 頁の「サイバー攻撃」云々も、その場合に保護ルール違反と考えるべきかという実体ルールの問題ではないのか。

新経連資料 4 頁の「利活用が進む方策」「保護と利活用のバランス」はいずれも、実体ルールの話ではないのか。

4 までを丁寧に進める必要があるというのが IT 連の考え方です。

1. 法令違反の現状把握：

- 違反件数や発生頻度を正確に把握することにより、問題の規模を明確にすることが出発点であり、課徴金の導入がどれほど必要かを判断する基礎となるものです。

2. 違反の種類と影響：

- 影響が大きい違反にはより厳しい対策が必要となると考えられるため、違反の具体的な内容や、それが社会や経済に及ぼす影響を評価することが必要です。

3. 過去のデータ分析：

- 過去のデータを分析し、現行の制度がなぜ機能していないのかという分析と合わせて課徴金の導入が実際に違反行為の抑止につながるかを検討することも必要です。ここで、初めて他国の事例や既存の法令での実績が参考となります。

4. 費用対効果の評価：

- 課徴金導入による行政コストや違反抑止効果を評価する必要があります。

5. 利害関係者の意見収集：

- 関係する企業や市民の意見を収集し、課徴金の導入に対する支持や反対の理由を理解することは、政策の受容性を高めるために重要なものと位置付けられます。

(新経済連盟)

萎縮効果は法違反の内容と法違反に対する執行の内容双方が影響しあって生じるものと認識しています。

また、中間整理を見る限り新たな保護ルールも検討されていると認識しています。相互に影響しあう両者を完全に切り離して考えることは困難です。

ところで今回の課徴金の議論は「違反の繰り返し」を問題視して行われているのでしょうか。現

	<p>行法においても違反に対する執行は規定されており執行事例もあるなか、現状の執行の状況や効果をどのように分析し、どのような立法事実に基づいて、どのような対処が必要なのか、基本的な材料が示されて初めて、必要性の議論ができるのではないのでしょうか。</p>
<p>③ (中川構成員)</p> <p>法執行の問題に絞って議論する場合は、「実体法ルール違反はあった事案」ということを前提にしないとはならないということ、まずは確認された。</p> <p>そのうえで、課徴金が法執行として有効であることについては、「萎縮効果」を言っている以上、自認されていると思う。不法収益を得た違反行為の場合、それを(+α)で取りあげることが有効であるというのは、非常に広く認められたことであると思う(行動経済学的にも、また、他法での執行経験としても)。</p> <p>にもかかわらず、IT 連資料 4 頁の「立法事実」とは何を議論せよという趣旨なのか。</p> <p>経団連資料 8 頁の、課徴金が物価上昇を招くという理論には、どのようなエビデンスがあるのか。</p>	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>上記(事務局注:②回答)の通り、「実体法ルール違反はあった事案」を前提として説明を端折ることは EBPM の観点から許容できるものではありませんので、順番に進めて頂きたいということです。</p> <p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>④ (中川構成員)</p> <p>新経連資料 4 頁の「悪質事案」は、刑事罰の文脈なので、故意の実体ルール違反を指す。故意であることで直ちに悪質なのではないか。</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>個人情報保護委員会での議論において「悪質事案」の定義づけはこれまでされていないと認識しています。刑事罰に限らず、執行強化の必要性の話題において「悪質事案」というキーワードがよく出てくるのですが、具体的なその中身は人によってイメージが異なっているのではないのでしょうか。法令上新たな対処が必要な「悪質事案」があるのであれば、その分析をしたうえで、慎重に議論いただきたいというのが資料に記載していた意見です。</p>
<p>⑤ (長田構成員)</p> <p>破産者マップのような悪質な事例に対して課徴金をかけるということは、絶対に必要だと思っている。このような課徴金がなぜ努力をしている優良な企業の皆さんの萎縮につながるのか、ユーザー</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>「破産者マップのような」事例はどのような点が「悪質」であり、そのような事例が他の事例と違う特殊性はどこにあるとお考えでしょうか。また、現行法における執行では何が問題で、その問</p>

<p>としては理解ができない。ユーザーにも分かるように、エビデンスを併せて説明してほしい。</p>	<p>題が「破産者マップのような」事案において課徴金制度があればどのように解決するのかについても確認する必要があると思います。</p> <p>なお、新経済連盟としては、現行法の不適切利用の禁止規定に関連し、昨年以下の意見を個人情報保護委員会で述べています。現行法で対応できることをまずはしっかりと実施いただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法第 19 条 (不適正利用の禁止) の規定に関しては、通常考えられるビジネス上での適正な利用とは明らかに異なる不適正な利用など、当該規定に抵触することが明らかな場合の例示をより積極的に示してはどうか (例えば、オプトアウト届出事業者が取得した個人情報をデータベース化して公開し、削除の求めに対しては対価を要求している場合など) • 不適正利用事案については、注意喚起にとどまらず、適切な執行が必要ではないか <p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>上記 (事務局注：②回答) の通りの順番で議論を進めることが重要だと考えています。</p> <p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>⑥ (長田構成員)</p> <p>団体訴訟により優良企業に対して大きなダメージを与えるような事実があったか具体的に教えていただきたい。実際には濫訴の心配はなかったのではないか。</p>	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>⑦ (山本構成員)</p> <p>「消費者の不安」の原因がどこにあると考えているか。利活用と権利保護の関係は必ずしも対立的ではなく、権利保護が進むことでトラストが形成され、それにより利活用が進む (個人データを提供することに関する消費者側の萎縮効果がなくなる) 側面があるのではないか。現状、消費者にとって、個人データの取扱いや利活用の実態が見えにくく、ま</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>消費者の不安の原因がどこにあるかを分析し、信頼の形成をどのように行っていくかは重要な課題だと認識しています。一方で、規制強化が進むことで信頼が形成され利活用が進むのかについては疑問があります。</p> <p>「どのように使われるかわからなくて不安」の先には、「このように使われたくはない」という意</p>

<p>たコントロールの実効性を感じられない状況だと、トラストは形成されないのではないか。</p>	<p>思があるのか、ないのか、あるとすればそれほどどのような使われ方なのかについても探ることが重要なかもしれません。</p>
<p>⑧ (山本構成員)</p> <p>GDPR では、「正当な利益」等を適法性の根拠とした場合、その後に異議を申し立てる権利をデータ主体に認めている (GDPR21 条)。正当な利益による適法化を認める場合に、異議を申し立てる権利の保障も併せて考えているか。</p>	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>GDPR 同様、正当な利益による適法化を認める場合に、異議を申し立てる権利の保障も併せて考える必要があると考えています。</p>
<p>⑨ (山本構成員)</p> <p>個人データの「権利保護」という文脈における、権利の内実やステイタスに関して、どのように理解しているか。</p>	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>⑩ (山本構成員)</p> <p>個人情報保護の在り方と現在の日本の経済的な状況との因果関係や関係性についてどのようなエビデンスがあるのか。また、課徴金との関係で萎縮効果の話が出たが、どのような行為に対してどのような萎縮が生じるのかに関する事実あるいはエビデンスがあるのか(どれぐらいの企業にアンケート等をとったのか)。</p>	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p> <p>(新経済連盟)</p> <p>利活用が進まない要因は複数存在すると認識していますが、個人情報保護の在り方との関係では、保護や安全管理、頻繁に変わる法令・ガイドラインへの対応に追われて、データ利活用にまでリソースを費やせていない、利活用をしようすると結局同意取得が必要となってしまう断念しがち、データを利活用した新たなサービスは報道等含めネガティブに捉えられがちであるため踏み出せない、といったことは民間企業の実務担当者の話として耳にすることが多いです。</p> <p>どのような行為に対してどのような萎縮が生じるのかについては、現状の執行の状況や効果をどのように分析し、課徴金制度がどのような立法事実に基づいて必要とされるのか、あるいは利活用促進のための法令改正が行われるのか、利活用を促進する枠組みが新しく生まれ上手く活用されるのか、といったことにもよりますが、法令遵守の意識の高い企業ほど、データ利活用や新しいサービスの提供またはそれらの公表に抑制的になったり、そもそも利活用を諦めたりするのではないかと推測します。</p>

	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>回答に先立って、前回の検討会において、IT 連からは我が国における個人情報の利用についてどのように評価しているのかという点と、匿名加工情報、仮名加工情報制度が機能しているのかどうかをどう評価しているのかという点について、データに基づいて説明をするよう求めており、その点について個人情報保護委員会から説明をいただくことが先決だと考えております。</p>
<p>⑪ (山本構成員)</p> <p>消費者団体等から、例えば個人情報保護に関してどのようなご相談があるいは被害があったのかということに関する事実や、データを提供することへの消費者側の萎縮効果や不安についての事実や調査があれば教えてほしい。</p>	<p>(全国消費者団体連絡会)</p> <p>全国消団連には相談を受け付ける機能がなく、直接的な相談や問い合わせはありません。意見書を作成するにあたっては、「中間とりまとめ案」の記載内容、マスコミ報道などを参考として作成しました。</p> <p>意見書提出と前後して、今回の「中間とりまとめ案」の学習会を実施しました。その際、参加者からは以下の声が寄せられたことを申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データの利活用だけを考えて個人情報保護法の改正を求める声があることを知り、危機感を覚えました。 ・ 事業者側の要望を考慮しながらの見直しで、この先も目が離せない、と思いました。 ・ 普段は消費者被害の側面から個人情報についてを知る機会が多く、法整備が必要という話を伺うことが多いので、現在の状況を知る機会となりました。 ・ 経済界からの課徴金制度などへの反対論をみますと、非常に危機感を感じます。毎日、あちこちで個人情報が洩れている実態を考えますと、規制強化はやむを得ないことです。経済活動の萎縮を理由に、不法行為を野放しにすることはあってはならないと思います。 ・ 一人一人の国民の情報を守るという姿勢を明確に打ち出してもらえよう声をあげなけれ

ばと思いました。

- ・ 有益な情報の有効利用も重要です。そのためにも、個人情報の漏洩がない仕組みづくりを両者（提供側と活用側）で検討していければと願っています。
- ・ 現状に即して3年毎に見直すことは良いと思います。消費者としては、知らない事も多くあったので、より周知が必要だと思いました。
- ・ どうしても「利活用の推進」の方向性になりそうで気になります。消費者が自分の個人情報まで守るために気を配らなくてはならないのは、危険がいつぱいの現代社会ではとても大変。差止訴訟制度の導入はぜひ推進してほしいと思います。

(主婦連合会)

主婦連は現在、消費者相談窓口を持っていないため、まとまった相談データはありません。定例会議でこの問題を扱ったときに出たコメントを下記にいくつかご紹介します。

- ・ 高齢者施設から（おそらく）情報が洩れて、いくつもの、高齢者介護関連の勧誘が来るようになって困った。
- ・ LINEで保存した写真データをLINEが利用することを、小さな文字の説明で簡単に同意するボタンを押させている。このやり方に怖さと懸念を持っている。
- ・ 携帯電話の普及で未成年の個人情報保護の強化が必要だ。
- ・ あまりにも多くの迷惑メール、そして今や家の固定電話が鳴るときは、そのほとんどが（身に覚えのないところからの）電話勧誘だが、これは情報漏洩なのか、不正取得なのか、通常の利用なのか消費者にはわからない。唯々迷惑であり、情報がどこでどのように回って使われているのか不安だ。
- ・ 個人情報保護委員会は、EU並みの規制できちんとやってほしい。

以下、ご質問の趣旨と離れるかもしれませんがご容赦ください。消費者が自覚できる「被害」を防止し、「不安」を取り除くことは大変重要ですが、現状、消費者個人には自分自身のどの情報がどこでどのように蓄積され、やりとりされ、利活用されているか、分かり得ないことがほとんどであり、実際には気づかないケースが大部分を占めていると考えられます。

漏洩や不正などの「被害」を無くすことは当然の大前提ですが、私たち消費者団体が求めているのはその先、と言えるかもしれません。それは自分自身の情報＝プライバシーに対する権利の獲得です。個人の情報に対する事業者のふるまいの徹底した透明性、自分自身の情報をフルに「制御＝コントロール」できることが保障されることです。海外先進国の個人情報（プライバシー）の取り扱いに関する原理・原則と比較したときに、日本の個人情報保護法は、その理念から変えていかなければいけないのではないかとすら感じております。

事業者団体から、データ利活用やデジタル化が他国より遅れているから規制は抑制的にしておくべきだという趣旨の意見が挙がっていましたが、それはむしろ、日本がデジタル「後進国」であり続ける道ではないのかと私共は考えます。

(全国消費生活相談員協会)

別紙参照

⑫ (全国消費生活相談員協会)

万が一、サイバー攻撃されたとしても、その時期において適切な対応をしているケースは対象とならず、悪質な事例が対象であると理解している。企業の多くは適切な対応をしているという信頼がある前提で、萎縮することの具体的な内容を教えていただきたい。また、自主的取組が不十分な事業者、悪質な事業者についてどのように考えているのか教えていただきたい。

(新経済連盟)

課徴金や差止請求や被害回復請求についてのご質問だと仮定して回答いたします。サイバー攻撃によって情報漏えいがあった場合が課徴金や差止請求や被害回復請求の対象として想定されているのかどうか現時点では明らかではありませんが、対サイバー攻撃において「適切な対応」はどこまで行ってもゴールはなく、常に走り続けなければならないのがサイバーセキュリティだ

	<p>と認識しております。「自主的取組が不十分な事業者」や「悪質な事業者」とは具体的にどのような事業者を想定されており、それらの対処に課徴金や差止請求や被害回復請求がなぜ効果的なのかをしっかりと確認する必要があると思います。</p> <p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>抽象的に「自主的取組が不十分な事業者」と言われても回答できませんので、ご質問への回答に先立ち、全相協様が我が国のサイバーセキュリティに対する産業界の一般的な水準に照らして適切な対応というのは何を指しているのか現状の認識についてご説明ください。</p> <p>例えば、大阪急性期・総合医療センターの事案について、侵入元となった給食事業者や納入している機器やシステムを提供した事業者等関連する事業者（彼らは漏洩に対して個人情報保護委員会に報告したり本人に対して通知をする立場にさえありません）についてどのように捉えられているのかをご説明ください。</p> <p>また、最近発生した出版社の事件について、もし仮に報告や公表前に身代金が支払われていたとした場合、全相協様としてはどのように評価しますか？個人情報保護の観点から悪質な対応だと考えますか？</p> <p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>⑬ (全国消費者団体連絡会)</p> <p>資料 p2 「利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待」について、連携の対象者や進め方のイメージがあればご教示ください。</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>クローズドなものオープンなもの両方の枠組みがあるとよいのではないかと考えています。クローズドな場では、具体的に利活用したいケースなどについて事業者の声を吸い上げ、それらの声をまとめ、整理したうえで、オープンな場で関係省庁等ステークホルダーを交えて利活用のために必要な措置を議論・検討するといったイメージです。</p>
<p>⑭ (全国消費者団体連絡会)</p>	<p>(新経済連盟)</p>

<p>資料 p3 団体による差止請求について～</p> <p>「実際は当該事業者とは関係のない事象であっても疑いをかけられて差止請求を想定した申し入れ等が発生するなど、事業活動に大きな委縮効果を及ぼす懸念がある」とあります。意図しない漏洩であっても、個人情報を取り扱っている事業者の責任として、漏洩の対象と原因、事後の対応を、漏洩された個人と社会に対して明らかにすることは当然の取り組みと考えます。また、適格消費者団体として差止請求を行うか否かは慎重に検討を重ねます。</p> <p>加えて、事前の申し入れを受けることでかえって当事者として把握できていなかった課題が鮮明になり、以後の対応も含めての事業活動のブラッシュアップにつながる考えられます。このような点から、真摯に対応を続けている事業者であれば委縮要因にはならないと考えますが、今回懸念に及んだ具体的な事例があれば、ご教示ください。</p>	<p>ご質問の内容から推察すると、差止請求の対象事案として、事業者の過失による漏えい事案を想定されているのでしょうか。だとすると、漏えい元を突き止めたり調査したりすることはかなりの困難があると思いますが、どのような情報をもとにどのような事案についてどのような調査をして差止請求を想定したどのような申し入れ活動を行うことを考えておられますでしょうか。懸念に及んだ具体的な事例を挙げることは避けませんが、消費者被害の発生の有無や、具体的な相談事例が寄せられているか否かに関わらず、(つまりそれらが無い場合も、) 詳細に運用実態を尋ねられたりすることがあると認識しています。</p>
<p>⑮ (全国消費者団体連絡会)</p> <p>資料 p3 被害回復制度について</p> <p>「被害を認識していない消費者も含めて団体が多額の賠償を請求することになると、事業者への委縮効果は計り知れない」とのご意見ですが、個人情報を適切に管理している事業者であれば、どのような原因で漏洩が生じても、漏洩された個人に対して、被害回復訴訟に至る前に解決が図れると考えます。今回の懸念が生じた具体的な事例があればお示しください。</p> <p>「消費者裁判手続特例法の改正において財産的損害と併せた慰謝料請求や故意によるについては可能となっているところ、改正の際の議論過程を踏まえ、まずはその施行状況を見守るべきである」とあります。消費者裁判手続特例法の改正検討に際しては、個人情報保護法違反は対象外としたと聞きましたが、今回のご意見は消費者裁判特例法の実際の施行状況を確認したうえでなければ、論議できないとお考えでしょうか。</p>	<p>(新経済連盟)</p> <p>「漏えいされた個人に対する解決」というのは具体的にどのようなことを指していますでしょうか。現状、漏えいによる財産的損害が確認できない場合に金銭的解決を図る事例は殆どないと認識しています。故意事案と財産的損害が発生している不法行為は既に消費者裁判手続特例法で対象となっていますから、さらに対象を拡大するというのであれば、適切な管理に努めていても結果的に意図せず漏えいしてしまった場合、財産的損害が発生していなくても、漏えいの可能性のあった個人に金銭を支払え、となってしまうことだと認識しています。</p> <p>まずは消費者裁判手続特例法の改正後の施行状況を見守るべきです。</p>

<p>⑩ (全国消費者団体連絡会)</p> <p>資料 p4 「サイバー攻撃者に対して身代金を払う方が経済的な利益があるという判断を行い、報告義務にも従わず課徴金も逃れるといった事態が発生する可能性もあり」との記述で、「逃げ得」は起こりうるとお考えであることと理解しました。サイバー攻撃者への対応は別途必要として、「逃げ得」をそのままにすることは情報を奪われた個人を放置することになります。「個人」を置き去りにしないようにするために、どのような制度があればよいとお考えでしょうか。</p>	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>サイバー攻撃に対して情報を奪われてしまった個人を守っていくための方法の一つは、身代金支払を違法とした上で、摂取された情報の削除等ができるように能動的サイバー防御を進めることですが、これは個人情報保護法で対応すべき課題ではなく現在政府が検討している能動的サイバー防御に対する対応 (NISC 等の改組を含む立法措置) によるべきものと考えています。</p> <p>なお、消団連様におかれましても、大阪急性期・総合医療センターの事案について、侵入元となった給食事業者や納入している機器やシステムを提供した事業者等関連する事業者 (彼らは漏洩に対して個人情報保護委員会に報告したり本人に対して通知をする立場にさえありません) についてどのように捉えられているのかをご説明いただきたいと思います。</p>
<p>⑪ (全国消費者団体連絡会)</p> <p>資料 p 10 課徴金制度は悪質な事業者に加え、問題解決を放置する、あるいは誤った対応を取った事業者に適応される制度で、たとえ過ちがあっても丁寧に問題解決に取り組んだ事業者であれば対象とはなりえないと考えます。法目的のバランス (わが国産業の国際競争力) について、課徴金制度導入が第 1 条の達成を著しく阻害するとのことですが、その根拠をお示しく下さい。</p>	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>
<p>⑫ (全国消費者団体連絡会)</p> <p>資料 p 13 「適格消費者団体の性質等」とは、具体的には何を意味されていますか。そして適格消費者団体の性質のどのような部分が企業に影響を与えとお考えでしょうか。</p>	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>別紙参照</p>

第1回検討会ならびに事後に寄せられた 質問に対する回答

2024年8月28日
（一社）日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会
データ法制WG

1. IMDデジタル競争力ランキングと個人情報法の関係（中川・山本両構成員）

（回答）

- IMDデジタル競争力ランキングの「ビッグデータ活用・分析」最下位は、法規制や社会受容性等を含む、わが国のデータ活用環境を反映した結果と認識
 - 経団連では2023年3月、デジタルエコノミー推進委員会委員企業を対象に「データ連携の進展状況に関するアンケート」を実施（回答43社）。個人データの活用に「取り組む予定はない」と回答した企業が20%
 - この背景として、わが国の個人情報保護法では以下のような理由により、「個人データの活用が困難」との声が企業から日常的に寄せられているところ
- 【例1】 データ利活用のために匿名加工／仮名加工情報が整備されたにもかかわらず、利用目的や第三者提供等に制限があり、ビジネスの現場での利用頻度は低いのが実態（⇒ 利用状況に関し個人情報委が保有するデータを開示すべき）
- 【例2】 個人情報法上の「個人識別符号」の定義は日本特有。本人の識別を意図しない医療上の研究開発への利用であっても、ゲノムデータの個人識別符号に該当するデータを匿名加工／仮名加工情報として利活用することは困難
- データ利活用にあたっては、企業が同意の取得を前提としつつも、分野によってはその取得・再取得に課題を抱える中、とりわけ医療分野においては、同意を原則とする個人情報保護法がなじまないことから、経団連として「日本版EHDS」の整備等につき要望（経団連：Society 5.0時代のヘルスケアIV (2023-02-14) (keidanren.or.jp)）

2. 課徴金について（中川・長田・山本各構成員、全相協、消団連）

（回答）

（1）委縮効果

- 安全管理措置について、個人情報法には「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」（第23条）と記載されているのみ。具体的にどのような措置が必要十分と見なされるのか不明瞭であるため、意図的でない漏えいの場合も課徴金を課される可能性が否定できず、真摯に対応する企業に過剰な対応を惹起し、委縮効果をもたらすことに
- 新たな事業の創出にあたり、既存の法令や解釈では判断できないケースに直面することも。個人情報相談ダイヤルは存在するものの、事業者が相談するには環境整備が不十分

（2）悪質な事案

- ご指摘のとおり、「新・破産者マップ」等の悪質な事案への対処が必要であることは言わずもがな。但し、その手段として課徴金の導入が必要／有効であるか否かは別問題

（3）価格上昇

- 大多数の企業が既に適切な対応・措置を講じている中、課徴金制度が付加的に導入されることによって、過剰なセキュリティ強化および安全管理措置を講ずることにつながりかねず。企業の対応コストが増大する結果、ひいては製品やサービスへの価格転嫁につながることを懸念

3. 団体訴訟制度について（長田構成員、消団連）

（回答）

（1）濫訴のおそれ

- ▶ 他分野における団体訴訟では濫訴の事実は確認できていないが、一般論として対応に割かれる企業のリソースや不安が増すことは容易に想像し得るところ

（2）適格消費者団体の性質

- ▶ 現在の適格消費者団体（26団体）に言及するものではないが、今後、どのような団体が適格消費者団体に認定されるかは予断できず
- ▶ 制度が設けられることにより、徒に権利行使するような団体が出現し得ることを懸念

4. 個人データの権利保護について（山本構成員）

（回答）

▶ 前回検討会でもお示しした通り、「データによる価値協創宣言」（2023年5月）では以下のとおり、会員企業による取組みを慫慂

原則2：個人の安心・安全の確保

- 企業は、個人情報保護法をはじめ国内外の法令を遵守することはもとより、適切な情報の保護・管理体制を整備したうえで、個人情報の利用目的や提供目的、安全管理措置等が規定された透明かつ平易なプライバシーポリシー等を策定・開示する。プライバシーの観点を十分踏まえ、個人を起点にしたデータの利活用・連携を進める。
- 企業は、製品・サービスの企画・設計段階から、個人データの保護や実効あるサイバーセキュリティ対策等、サプライチェーン全体を通じた個人の安心・安全の確保に取り組みつつ、積極的に開示・説明する。その際、経済安全保障の観点について考慮する。
- 企業は、個人データの漏えいが生じないように、平時から必要十分な準備と対策に努める。漏えい事案が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するとともに、関係者に対して真摯に説明を行う。
- 企業は、トラストを担保しながら安心・安全なデータ利活用・連携を実現すべく、これに寄与する新技術の活用に努める。

個人情報に関する消費生活相談事例

2024年9月5日

(公社) 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室

1 架空請求・不当請求

昨日契約している携帯電話会社名で SMS が届いた。「重要なお知らせ 必ずお読みください。URL」という内容だったので URL をアクセスした。電話番号とパスワード入れるようにと出たので入れたところ、未収金が4万円あるので払えと表示された。さらにクレジットカード番号を入力させる画面がでたが、怪しいと気が付き入力しなかった。この携帯電話会社に変えてまだ1か月なので未収金はないはずだ。家族に相談したら詐欺だと言われた。

(40歳代 女性 給与)

スマートフォンに大手通信業者の収納代行会社から電話が架かってきた。音声案内の後でオペレーターに代わり「1年1ヶ月前に利用履歴があるが、料金が未払いである」と言われた。私が「覚えがない」と言ったら「本日13時までに支払わないと、裁判を起し差し押さえする」と言われた。急かすような言い方に不審に感じたため、「改めて架け直す」と言って電話を切った。通信業者の収納代行会社からの請求ならば、まずは通信料と一緒にキャリア決済で請求されるはずだが、今までそのような請求はなかった。生年月日と氏名を伝えたのが不安だが、このまま無視して良いだろうか。

(40歳代 男性 給与)

「有料サイト料金1年分29万円を支払うように」と実在する収納代行業者をかたって電話があった。サイトに登録した覚えはない、当該収納代行業者のホームページに電話による請求はしないと記載があったので、不審に思いすぐに電話を切った。最初に聞かれた生年月日と氏名を伝えてしまい心配だ。どのようなことに注意したらよいか。

(20歳代 男性 給与)

2 詐欺サイト

ネットバンキングを利用した後に SMS が届いたので、その SMS からログインしてまった。ログイン後個人情報を求められいつもと違うことに気付き、途中で接続を切った。その後銀行に連絡し、パスワードの変更やネットバンキングの停止の手続きを行った。またスマートフォンのメーカーにも連絡し不正なアプリが入っていないことを確認した。今後どうすべきか。

(50歳代 男性 自営)

職場のパソコンに「電力・ガス・食料品価格高騰対応緊急支援給付金(5万円)に関するお知らせ」と書かれたメールが届いた。上司がメールをコピーし職員に配布してくれた。そのコピーを見て、マイナンバーのサイトにログインしたあと、住所や名前、メールアドレス、携帯電話番号、生年月日を入力した。次に出た画面では給付金を受け取るためにクレジットカード情報の入力を求め

られたが、手元にカードがないため入力しなかった。ネット検索すると関係省庁で詐欺的メールについて注意喚起していることがわかった。個人情報を入力したので悪用されないか不安だ。

(20 歳代 女性 給与)

いつも利用している大手通販サイトの有料会員サービスからメールが届いた。サイトの変更に伴って、携帯電話番号、住所、名前、カード番号を入れるよう指示があり入力した。カードの暗証番号も入れて完了した。サイトの下部にある情報を見ると文字化けしていたため詐欺サイトだと気がついた。すぐにカード会社に相談してカードを再発行した。また通販サイトに相談してパスワードなどを変更した。個人情報を知らせており不安だ。

(40 歳代 女性 自営)

父はインターネットから少額投資非課税制度の申し込み手続きをしようとしたところ、メールが届いた。手続きのためのメールだと思って開き、画面に預金口座情報と暗証番号を入力して送信した。すると、父の預金口座から他銀行へ合計4回、400万円の送金したという銀行からのメールが届いた。父は被害に遭ったと気づき、銀行に取引停止の手続きをして警察に被害届を提出し、送金先の口座の凍結依頼手続きをした。補償を受けたい。

(相談者 30 歳代 女性 給与 当事者 60 歳代 男性 無職)

3 不適切な個人情報の取得

新築の賃貸専用マンションに住んでいる。自宅に入るまでにいくつかのセキュリティが施され、セールスは入れないはずなのに、意識調査と称し宅建業者が来訪した。私はインターフォン越しに断ったが、外に出て他の家を訪問するのを見ていた。不法侵入なので警察を呼ぶと伝えたら、建物から出て行ったが、ここは富裕層が多いので聞き取った個人情報を使って、投資の勧誘等をするのではないかと心配だ。名刺には自治体の宅建業者の番号と社名が書かれている。

(40 歳代 女性 給与)

4 誰かが自分の電話番号を間違えて登録したが、訂正されない。

自分の電話番号が引越業者の一括見積サイトに登録されたようだ。今朝から引越業者から頻りに連絡が来る。引越の一括見積サイトに間違えて自分の電話番号が登録されてしまったためにかかって来るようだ。サイトの運営業者に連絡をして、引越業者に間違いを訂正するように伝えて欲しいと言ったができないという。どうしたら良いか。

(30 歳代 男性 給与)

5 未成年者の個人情報取得

受験を控えた高校生の娘が、「数学の偏差値を上げる勉強法」という動画投稿 SNS を見つけて利用している。無料のサイトで料金は請求されていないが、メッセージアプリの友だち登録に誘導され、効率的な勉強の教材をプレゼントすると言って、娘の SNS のアカウントや所属する部活などの

個人情報を知られたようだ。SNS でやり取りして、プレゼントした問題集の効果的な勉強法について電話で直接話し合いたいと言っている。不審なので止めさせたい、

(相談者 50 歳代 男性 当事者 高校生 17 歳)

未成年である 17 歳高校生の娘あてに書面が届き、マイナンバーカードの情報を書いて送るよう書かれていた。提出しないと医療費 10 割負担になると書いてある。どうしたらいいのか。

(相談者 50 歳代 女性 当事者 女性 高校生 17 歳)

今朝、私のメールアドレスあてに小学生の娘が申し込んだ受注メールが届いた。50%オフのレジンス 7000 円、代金引換とある。娘に確認すると、昨晚動画共有サイトの広告を見てタップしただけと言う。それだけで個人情報が洩れるのか心配だ。娘はメールアドレスを持っていない。受注メールの URL を開いたら解約できるとあったので解約しようとしたら、勝手に通信アプリになった。私の名前で解約の連絡をしたが返事がない。

(相談者 30 歳代 女性 給与 当事者 女性 小学生 11 歳)

高校 1 年生で 16 歳の息子が、スマートフォンの検索サイトに出た広告からアダルトサイトにアクセスし、何等かの画像をタップしたら登録完了になった。あわてて「退会する」という項目を選んで空メールを送信したら、電話をするようにというメールが届いた。息子が指示通りにスマートフォンから電話をすると登録 ID、名前、住所、生年月日を聞かれ、答えてしまった。途中で私が電話を代わって業者と話したが「45 万円の登録料が発生している。45 万円を払わなければ退会できない」という。支払う必要があるのか。

(相談者 40 歳代 女性 給与 当事者 男性 高校生 16 歳)

6 知らないうちに個人情報が利用されていた

スマホに知らない会社から電話があった。分譲マンションの営業のようだ。相手が私の名前を知っていたので、どうやって情報を手に入れたのかと問い質したところ、法令に基づいて電話をしたと言われた。法令とはと尋ねたところ、上席者に代わり、個人情報保護法第 27 条に基づきデータを購入したと言われた。個人情報の購入先がどこかも聞いてわかったが、そんなことがあるのか。勧誘の内容は聞かずに切ったが、この業者は信用できる会社なのか。

(60 歳代 男性 給与)

私の携帯電話に代理店から光回線の変更の勧誘が来た。私の携帯電話番号をなぜ知っているのかを対応者に尋ねたところ、以前契約していた光回線事業者から電話番号だけ引き継いだと答えた。事業者として個人情報の取扱いに関して明確に答えられないため、問題はないか。行政指導してほしい。

(50 歳代 男性 給与)

だいぶ前に牧場の投資トラブルで損をした。今年、リゾートホテルやゴルフ場を持っている会社に1千万円位投資したが、その会社はもうない。その会社の会員情報が使われたのか、調査会社から電話がありお金が戻ると言われた。一度は断ったが、その後近くに来ることになったと電話があったので話を聞いた。本社は近郊だが、来る人は遠方から飛行機で来ていると言う。以前の牧場の被害もお金を持っている人から取り戻せると言うので、300万円以上払ったが、本当に戻るとだろうか。契約書に、戻らなかったら返金するという保証を入れると言われたから契約したが不安だ。

(70歳代 女性 家事)

15年くらい前に自己破産した。司法書士に依頼し全ての手続きが終わっているはずだが、今日、1件手続きしていないものがあつたと債権回収業者から電話があつた。私の名前と住所も知っていて、これから来訪すると言われたが断った。金額を尋ねると、行ってから話すと言われ教えてもらえなかった。不審だ。業者の住所、電話番号などは不明。

(60歳代 女性 家事)

高齢の母に半年前化粧品が届いたが注文してないと廃棄した。その後も1度届いたが放置した。最近弁護士事務所から債権回収の通知があり、書面の販売業者を調べて連絡すると、販売業者は母が利用する通販会社のグループ会社で、その通販会社から個人情報入手し、化粧品の定期購入を電話勧誘したという。個人情報の扱いは問題だ。記憶力が衰えている高齢者に電話勧誘で売りつけることも納得できない。

(相談者 40歳代 男性 給与 当事者 70歳代 女性 家事)

部署名を名乗って電話会社から電話があつたので契約先の電話会社と思って話を聞いた。相手は住所電話番号と契約者として父の名を知っていた。父が契約してから50年以上の古いものなので電線の工事が必要だと言われ、私の名前と携帯電話番号と生年月日を伝えてしまった。相手はこの電話で契約になると言い、再度工事日が決まったら連絡をすると言った。契約している電話会社へ問い合わせたところ、そのような勧誘電話はしていないと言われた。かかってきた番号へ今朝から何度も電話をしているが営業時間外のアナウンスが流れて切れてしまう。どうしたら良いか。

(50歳代 男性 給与)

昨日、郵便受けに商品が届いていた。30年前の自分の旧姓宛てで、驚いて開封したら乳液が2種類1本ずつ入っていた。納品書にインターネット通販の定期購入契約で、代金1980円はコンビニで支払うよう振込票が同梱されている。インターネットで事業者名を検索したら定期購入を解約させない悪質業者だという書き込みが多数ある。事業者の電話の問合せ窓口は平日の9時から18時なので本日は連絡できず、お問合せフォームから問合せをした。法律で送り付け商法の場合は直ちに廃棄処分してよいと知ったので処分して構わないだろうか。

(40歳代 女性 給与)